

(写)

R5 文文ス第 473 号
令和 5 年 5 月 2 日

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚 様

仙台市文化観光局文化スポーツ部
スポーツ振興課長 齊藤 淳志

新型コロナウイルス感染症の「5 類感染症」移行に伴う対応等について（通知）

日頃より、本市スポーツの推進に関しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本市教育委員会より「「5 類感染症」移行に伴う学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について【新型コロナウイルス感染症関連】」（令和 5 年 5 月 2 日付 R5 教生第 497 号）が発出されたことを踏まえ、スポーツ活動時における対応等につきまして、5 類移行後は下記の取り扱いといたしますので、貴団体内へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 平時の対応

マスクについては着用を求めないことを基本とし、以下①～⑤の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。

- (1) 「日常の健康観察」（健康観察表の提出や検温は必須としないが、発熱や咳等の症状の有無を確認すること。普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、活動に参加せず休養するよう周知・呼びかけること）
- (2) 「換気の確保」（可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行うこと）
- (3) 「手指衛生や咳エチケットの励行」（こまめな手洗いを行うこと）
- (4) 「清掃や消毒」（日常の清掃活動により生活な空間を保つこと。清掃以外の特別な消毒作業は必要ないこと）
- (5) 「大会等への参加」（主催者や競技団体等が作成するガイドラインを遵守すること）

2. 感染拡大時の対応

感染流行時等に、一時的に検討することが考えられる対策は以下の①～③のとおりです。

- (1) マスクの着用を促すことも考えられること（その場合も、着用を強いることのないようにすること）
- (2) 感染リスクが比較的高い活動等において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- (3) 感染リスクが比較的高い活動等において、参加者間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

以上

【お問い合わせ】文化観光局スポーツ振興課企画係
電話：022-214-8889 FAX：022-213-3225

(写)

R5 教生生第 497 号
令和 5 年 5 月 2 日

市立学校長 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

「5 類感染症」移行に伴う学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について
【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が 5 月 8 日付で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」上の「5 類感染症」に移行します。

これに伴い、令和 5 年 4 月 28 日付で文部科学省初等中等教育長より通知があった 5 文科初第 345 号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び第 347 号「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」並びに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を踏まえて、5 月 8 日以降の学校を活動場所とする各種生涯学習事業における基本的な感染症対策の考え方について、下記のとおり見直しますので、内容についてご確認いただき、貴校で実施の各種生涯学習事業に応じて、運営委員長及びコーディネーター等へ周知ください。

「5 類感染症」移行後の基本的な感染症対策の考え方を踏まえながら、各活動内容や、地域の実情及び活動場所である学校等のルールに応じて、児童生徒及び地域の皆様が安心して充実した活動を行えるよう、引き続きご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

2. 「5 類感染症」移行後の基本的な感染症対策の考え方

(1) 平 時

マスクについては着用を求めないことを基本とし、以下①～⑤の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。

- ① 「日常の健康観察」（健康観察表の提出や検温は必須としないが、発熱や咳等の症状の有無を確認すること。普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、活動に参加せず休養するよう周知・呼びかけること）
- ② 「換気の確保」（可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行うこと）
- ③ 「手指衛生や咳エチケットの励行」（こまめな手洗いをを行うこと）
- ④ 「清掃や消毒」（日常の清掃活動により生活な空間を保つこと。清掃以外の特別な消毒作業は必要ないこと）
- ⑤ 「大会等への参加」（主催者や競技団体等が作成するガイドラインを遵守すること）

(2) 感染拡大時

感染流行時等に、一時的に検討することが考えられる対策は以下の①～③のとおりです。

- ① マスクの着用を促すことも考えられること（その場合も、着用を強いることのないようにすること）
- ② 感染リスクが比較的高い活動等において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ③ 感染リスクが比較的高い活動等において、参加者間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

3. 陽性者が出た場合の取扱いについて

活動者及び参加者において陽性者が出た場合は、活動全体を休止する必要はありませんが、陽性者については、必要な期間の活動への参加自粛等の対応（※）をいただくようお願いいたします。

※ 【参考】内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部HP（抄）

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・ 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、

かつ、

- ・ 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

(2) 周りの方への配慮

- ・ 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

なお、児童生徒が陽性となった場合の出席停止期間の基準は、令和5年5月1日付 R5 教総健第604号教育長通知（健康教育課取扱い）「新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴う対応等について」により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされております。また、同様に、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、学校において、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨することとされておりますので、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見がないよう、ご配慮くださいますようお願いいたします。

4. 従前の通知及び各種様式等の廃止

本通知をもって、令和4年4月7日付 R4 教生第225号通知及び令和4年8月30日付 R4 教生第1496号通知の取扱いは廃止することとし、「学校を活動場所とする各種生涯学習事業チェックシート」、「健康チェックカード」、「学校を活動場所とする各種生涯学習事業参加者名簿」、「参加者向けプリント」、「掲出用ポスター」の作成は不要とします。

5月8日以降の検温や消毒液の設置等の感染対策については、各活動内容や学校や地域の実情に応じて、必要性を判断のうえ、実施してください。

なお、これまで各運営委員会等において保存していただいている、各種チェックシートや参加者名簿等については廃棄していただいて構いませんが、個人情報が入力されているものについては、シュレッダーにかけるなどご留意いただきますようお願いいたします。廃棄方法等については、必要に応じて学校とご相談ください。

また、5類移行により濃厚接触者は特定されなくなりますので、**R4. BA. 5 版**「学校を活動場所とする生涯学習事業における参加者が新型コロナウイルス感染症のA：濃厚接触者等及びB：陽性になった場合の対応フロー」の運用も廃止し、陽性者が出た場合の生涯学習課への報告や濃厚接触者等（感染の恐れがある者を含む）の特定は不要となります。



（担当）生涯学習課 直通：214-8887